

土地売買契約の流れ

○ 申込みできない方

- ア) 被後見人または被保佐人
- イ) 市税等の滞納者（市外の方:居住市町村税の滞納者）
- ウ) 「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱」に規定する排除措置対象者に該当する方
- エ) 転売目的で購入しようとする方（個人に限る）

1 申込み

【受付期間】 R9.2.19 (金) まで

次の書類を勿来区画整理事務所に提出してください。

- (1) 保留地買受申込書
- (2) 確認書
- (3) 世帯全員の住民票（個人の場合）
- (4) 商業・法人登記簿謄本（法人の場合）
- (5) 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は、代表者個人の身分証明書）
- (6) 印鑑証明書（法人の場合は、法人印・代表者印の印鑑証明書）
- (7) 市税等の完納証明書（市外の方は納税証明書）

【注意事項】

- ・ 申込書は郵送でも受け付けますが、受付期間内に当事務所に到着したもののみ受理します。



○ 売却決定の通知

- (1) 申込資格を満たしている場合、市から売却の決定が通知されます。
- (2) 通知書に記載されている期限までに、土地売買契約を締結します。

契約日当日に契約保証金を納入する必要があります。書類作成の都合上、スケジュールの事前打ち合わせをお願いしています。





2 土地売買契約

- ・土地売買契約書により、契約を取り交わします。
- ・契約金額に応じた額面の収入印紙を1枚ご用意ください。

契約金額	印紙の額
5百万円超～1千万円以上	5,000円
1千万円超～5千万円以下	10,000円



3 契約保証金の納入

- ・納入通知書を発行しますので、契約日に納入してください。※ 販売価格の5%（千円未満切上）
- ・契約保証金は、土地代金に充てることができます。

【契約保証金】

①：503,000円	⑪：824,000円
②：862,000円	⑫：454,000円
④：805,000円	⑬：729,000円
⑤：586,000円	⑭：622,000円
⑥：626,000円	⑮：470,000円
⑦：579,000円	⑯：738,000円
⑧：664,000円	⑰：756,000円
⑨：664,000円	⑱：968,000円
⑩：664,000円	



4 土地代金の納入

- ・契約日から10日以内に納入してください。
- ・契約保証金を土地代金に充てるときは、保証金を差し引いた残額となります。



○ 土地の引き渡し

- (1) 代金完納後、土地引渡通知書が交付され、土地が使用できるようになります。
- (2) 家屋等の新築、外構等の工作物を設置するときは、施行区域内建築行為等の許可申請が必要となります。
- (3) 土地売買契約時と異なる住所地となったときは、権利変動届書を提出してください。

購入した保留地は、事業完了時の換地処分という手続きののち、いわき市から購入者への所有権移転登記が行われます。

このため、購入から換地処分までの間は登記簿謄本がない状態となりますが、各種の権利は、いわき市が管理する台帳に記載することで保全されます。

【事業完了予定：令和14年3月31日】

いわき市 都市建設部 勿来区画整理事務所